

寛文期の伊藤仁斎と地下官人

——山形宗房を手がかりに——

杜 絡 嘉

ITO Jinsai and Jigekanjin During the Kanbun
with the Cue of YAMAGATA Munefusa

DU Luoja

As the most important outcome of the social interaction between ITO Jinsai and YAMAGATA Munefusa, the article 論語父在觀其志章解 from *the Collection Works of Ito Jinsai* is taken by this paper as a clue to sort out the biographies of the three brothers of jigekanjin Munefusa and their communication with Jinsai. Specifically, this paper presents an overview of the content of the article 論語父在觀其志章解 and investigates the similarities and differences between it and the same chapter of the second Volume of Jinsai's main work 論語古義.

As a conclusion, this paper indicates that Jinsai held a significant interest in ritual studies during the Kanbun, and one of the causes of this interest was exactly the social interaction between Jinsai and jigekanjin. This paper offers a different image of Jinsai from the previous studies and therefore provides a different perspective for the Jinsai study.

Keywords: ITO Jinsai, Jigekanjin, Ritual Study, Kanbun, The Collection Works Of Jinsai

キーワード：伊藤仁斎、地下官人、礼学、寛文期、古学先生文集

はじめに

寛文元年（1661）の冬、伊藤仁斎（1627-1705）は隠居生活をやめ、聖学を志向する同志たちと学術「同盟」¹⁾である同志会を結成した。この件について、彼は寛文二年（1662）の「同志会籍申約并序」にこう述べる。

1) 『古学先生文集』「書斎私祝」は寛文元年冬の作で、同志会の組織綱領のようなものである。そこでは、同志会をしはしば「同盟」と呼んでいて、たとえば、「実同盟之差（中略）当深佩服同盟之規誨（中略）凡同盟之人（後略）」とある。

去年冬間、同志嘗会于某所、相共議曰、朋友之間、孰不欲数相晤会、証其所得也耶。然而所以契闊阻絶、每不能罄其交歡者、無他、亦由迂途之阻雨雪之妨、加以世事多故焉爾。若非為設会約、嚴立課程、極論熟講、一其同異、則吾輩日就荒蕪、学遂無成立之日矣。

このことは仁斎の学問の土台が完成した象徴だと考えられる。仁斎の思想はこれ以降、段々と成熟した。仁斎にとって、寛文年間は極めて重要である。

従来の先行研究²⁾は確かに仁斎の思想形成期である寛文期を重視しており、多くの成果を生んだが、その視点は主に仁斎の論語・孟子講義に集中している。これは仁斎の古義学の形成に焦点を当てたものだが、そうした中で、三宅正彦氏の『京都町衆伊藤仁斎の思想形成』(思文閣出版、1987)は、古義堂文庫収蔵の諸史料を使用し、仁斎の生涯及び各時期の思想について詳細な検討を加えたもので、仁斎研究を大成した労作ともいえよう。三宅氏のこの著作のうち、第五章「初期の思想」では、古学先生文集にみられる仁斎の一記三論³⁾を主な検討の対象として、二十代の仁斎の思想を詳述している。第七章「仁斎学の形成」においては古学先生文集を中心に、仁斎の思想の形成期を具体的に分析しながら、形成期に仁斎の思想の特徴を「心の優位」「自然素質の強調」「実践の優位」「徳の外在化」「社会秩序の維持」「至公の否定」などに分けて描いている。

ただし、こうした分析にまつわる視角の限界も存在する。たとえば、従来の先行研究と同様、主に初期の一記三論及び『古学先生文集』収録の寛文期(1661-1673)の「策問」や「講義」、或いは同志会についての内容を扱いながら、『古学先生文集』の他の文章に十分配慮されていない点で、たとえば、「論語父在觀其志章解 与山形宗房」(『古学先生文集』巻二)という一文は見逃されている。便宜上、以下では「論語父在觀其志章解 与山形宗房」を「論解」と略記する。この文章は、寛文期(1661-1673)の仁斎の人間関係の解明にとって、従来の仁斎像と異なる別の一面が見える重要な資料である。

そこで本稿は、この「論解」を主な対象として山形宗房という人物を考察するとともに、それを手がかりとして、従来の先行研究で触れられていない仁斎と地下官人⁴⁾との交遊を検討し、その意味を解明する。また、「論解」の具体的な内容を分析し、この一文の位置付けも考察したい。あらかじめ結論を述べれば、これまでの先行研究が構築した、朱子の尊信者から朱子の反対者になったという寛文期の仁斎像とは少し違って、寛文期の仁斎は礼⁵⁾を重視していたことである。そして、仁斎が礼を重視するきつ

2) 阿部光磨氏「伊藤仁斎の思想形成とその方向性」(『東洋の思想と宗教』(26), 48-71, 2009-03 早稲田大學東洋哲學會)・「伊藤仁斎「送防州太守水野公序」について」(『汲古』(67), 11-20, 2015-06 汲古書院)、清水茂氏「仁斎旧集」から「古学先生古学先生文集」へ」(『ビブリア 天理図書館報』(95), p191-201, 1990-11 天理大学出版部)、片岡龍氏「伊藤仁斎の異端批判の形成」(『東洋の思想と宗教』(17), 35-55, 2000-03 早稲田大學東洋哲學會)、石田一良氏「仁斎学の形成過程—青壮年時代の仁斎の思想と環境」(『人文学』(20), 67-99, 1955-10 同志社大学人文学会)・『伊藤仁斎』(日本歴史学会編(人物叢書/日本歴史学会編集, 通巻39)吉川弘文館, 2020.11)、子安宣邦氏『伊藤仁斎の世界』(ぺりかん社, 2004.7)、相良亨氏『伊藤仁斎』(ぺりかん社, 1998.1)などがある。

3) 「一記」は「敬斎記」であり、「三論」は「太極論」・「性善論」・「心学原論」である。いずれも仁斎初期の著作である。

4) 地下官人とは、堂上公家と違って、清涼殿の昇殿が許されない廷臣をいう。

5) 仁斎の場合、礼は主に中国の礼、つまり儒教の礼学及び歴代の制度だと考えられるが、日本の礼や制度なども仁斎

かけの一つは、まさに山形宗房を代表とする地下官人との交流にあったと思われるのである。仁斎の思想は単に自発的に形成されたものではなく、他人と日々交流し啓発を受けて形成されたものであることに留意すべきであろう。

なお、本稿で主に用いる史料は刊本『古学先生文集』（享保二年刊）のほか、『仁斎旧集』⁶⁾（東北大学狩野文庫所蔵、写本、書写時間不明）や東涯の文書である。

一 「論解」の成立時間の考察

まず『仁斎旧集』所載の「論解」の成立時期について考えたい。

この『仁斎旧集』というのは仮題であり、元々書名はつけられていなかった。その巻頭には「仁斎旧集引」という識語があり、その一部を引用すれば次のとおりである。

書賈吉兵衛、将膳本両册来曰、頃日市孝藏⁷⁾三宅氏春楼子遺書也（中略）読之則為尊信程朱人集也。嗣讀至与安東省庵、而後知為伊仁斎集（中略）姑題識之、曰仁斎旧集。

文政庚辰秋八月

横塘有則⁸⁾ 識

注目すべき点は、この『仁斎旧集』は本来大阪の懷徳堂第三代学主・三宅春楼の子の蔵書だと記載されていることで、かなり由緒正しいテキストと思われる。『仁斎旧集』全体の文章構成を見てみると、各々の文章が成立した日期は、刊本『古学先生文集』⁹⁾が収録するものとほとんど一致する¹⁰⁾が、全書に掲載の順序は刊本のそれとは異なった分類に基づくともいえる。たとえば『仁斎旧集』の冒頭に載せるのは「敬斎記」であるが、これは「承応二年癸巳三月下寅日」（1653）のものである。年代の最も降る

の礼実践において無視できない一部と考えられる。仁斎の場合、中国と日本の双方を含む礼学だといえる。

- 6) 管見の限り『仁斎旧集』を扱った研究としては、清水茂氏の「『仁斎旧集』から『古学先生文集』へ」（『ピプリア』94-97号、第95号、養徳社、1990-1991）と片岡龍氏の『16世紀後半から19世紀はじめの朝鮮・日本・琉球における〈朱子学〉遷移の諸相』（春風社、2020年2月）第七章「伊藤仁斎（1627-1705）における‘心性’と‘経世’」、特にその第二節「元禄四年（仁斎六十五歳）の契機」の注25（114頁）、の二つしかない。
- 7) 三宅春楼には二人の子がいた。嫡子は幸藏、庶子は永藏である。ここでの孝藏は誤字と思われるが、どちらをいうのかの検討は今後の調査に待つ。伊藤東涯は懷徳堂三宅家・中井家と親密な関係を持ったのは間違いない、『家乗』にも東涯が懷徳堂に訪れた記録が残る。
- 8) 春田横塘（1768-1828）、名は有則、大坂で塾を開いた町儒者である。
- 9) 刊本『古学先生文集』（全六巻）は、東涯の校正によって、文章の種類（例えば、序・書・論など）に基づいて分類された。具体的な東涯の校正態度については、三宅正彦『京都町衆伊藤仁斎の思想形成』（思文閣出版、1987）125-133頁が参考になる。
- 10) 『仁斎旧集』の「太極論」に日付けはないが、刊本『古学先生文集』は「承応二年癸巳之歳」と記される。「答龍云禪師書」は「天和二年季秋十右八日」と記されるが、刊本は日付けがない。他の時期はほぼ一致する。

「代原永貞与朝鮮国梁宣 附官公¹¹⁾ 書」と「代原永貞与朝鮮国尹樂川公¹²⁾ 書」は、「天和二年壬戌十月（初二日）（1682）の日付けをもつが、刊本にある「天和三年癸亥十月朔日」（1683）の「私擬策問」（治天下国家）が収められていないことから、『仁斎旧集』の成立時期は天和二年（1682）の末から三年（1683）の十月の間とも想定できる。いずれにしても、『仁斎旧集』は現存する仁斎文集の中で最も古いものと考えられる。

次に、「論解」の成立時期について確認したい。『仁斎旧集』に収録された文章には日付けのない文章も含まれるが、基本的には成立順に排列されている。「論解」は日付けを持たないが、『仁斎旧集』の中では第八篇に配置される。その前後を確認すると、第七篇の「仁説」は「万治元稔閏十二月立春後一日」（1658）、第九篇「不知命無以為君子」には日付けがないものの、第十篇から第十四篇までの論語に関する「私擬策問」は寛文元年（1661）十二月十八日から癸卯（寛文三年、1663）六月二十六日までの成立である。加えて、東涯の「行状」には仁斎が二十代半ば頃からひどい病気のために隠居していたこと、またその期間に話した相手は井上養白一人だけだったと記録されているから、明暦元年頃¹³⁾（1655）から寛文元年（1661）冬に同志会を組織するまで、仁斎は独学であった。以上の考察を踏まえるならば、「論解」の成立時期は寛文初め頃に絞ることができる。具体的に言えば、その成立時期の上限は隠居生活をやめた寛文元年（1661）末であろう。下限は寛文三年（1663）二月十三日以前と考えられるが、その理由は後述する。また「論解」のタイトルには「与山形宗房」とあることから、この一文は山形宗房という人物のために作られたものであることがわかる。

二 山形宗房と賛者八木橋家

「論語父在觀其志章解 与山形宗房」を読む時、最初に出る疑問は、山形宗房は誰かということであろう。仁斎の著作をつぶさに調べても、この「山形宗房」の名前はここにしか見えない。しかしながら、仁斎の和歌集の雑部にはこのような歌がある。

嫡妻の喪中に、山形右衛門大夫宗堅丈より歌よみてをこせける返し、おもひしれ馴し夜牀のそれよりも只明暮ぞ面影にたつ¹⁴⁾

この「山形右衛門大夫宗堅丈」に注目してみたい。というのも、山形右衛門大夫宗堅丈と前出の山形宗房とは同一人物である可能性がかなり高いと考えられるからである。仁斎の著作では、山形の苗字はこの二箇所しか見えないが、東涯の記録には、山形宗房の名が見える。東涯の『先游伝』にある「深尾某」条に次のようにある。

11) 刊本はこの「公」の字がない。

12) 刊本はこの「公」の字がない。

13) この時期は、三宅正彦『京都町衆伊藤仁斎の思想形成』151頁による。

14) 『古学先生和歌集』甘雨亭叢書本、雑部所収。嫡妻の喪中とは仁斎五十二歳頃であろう。

初曰伊地知伝七。京師人。失名。先子始開門授徒。首而投謁。自負以比顔路。後為王朝官吏。為縫殿丞。隱于五地山南趾。其兄山形加賀守宗房。學術雖不契。而亦服先子行義。弟山口宮内守友昌。久從先子。甚信古学¹⁵⁾。

これによれば、伊地知伝七の兄は山形宗房、弟は山口友昌であり、この三兄弟はみな仁斎に心服していた。ここでもう一つ注目したいのは、「首而投謁」とあることである。同様の記録は、『先游伝』より先行する伊藤東涯の『伊藤氏家乗』（東京大学史料編纂所蔵謄写本、請求番号2073-216、原本は天理大学附属天理図書館古義堂文庫所蔵¹⁶⁾）にも存在する。『家乗』元禄十五年（1702）十月十一日条に次のようにある。

十月十一日 澤谷承意翁終。本ハ伊地知伝七ト云。禁裏之役人之家也。後鳴瀧ニ隱居す。先生及門之方一ニ来ル人也。

伊地知伝七は仁斎最初の門人であったことが判明する。特に伊地知伝七は仁斎の門にあってみずから顔回の父に比したという。そして、伊地知伝七は後に澤谷承意と名乗ったことになる。また『地下家伝』の中には、この三兄弟の条は次のように載っていて注意される。

1. 山口 姓中原 中原友昌 円満院宮坊官古守大蔵卿法眼定益子定治男 母下北面井家撰津守豊家女定友早世之後依無子右大史安倍亮昌当猶子相継受昌之字 慶元元年十一月廿六日誕生 延宝七年十二月廿六日叙正六位下三十二歳 同日任権少外記（中略）（貞享四年）同年八月廿三日為大嘗会主基行事（中略）享保十三年十二月廿一日叙従五位上 八十一歳 同十四年七月二日 死八十二歳¹⁷⁾
2. 友昌猶子別家称山口少外記 中原友範 実友昌兄賛者縫殿允橋定成男従六位下橋定軌 友昌以甥為猶子改友範（中略）元禄五年九月十三日 志水少外記中原殿清御暇及断絶仍友昌願相統授友之字号山口也家伝有彼家¹⁸⁾

これによると、先ほど見た山口友昌（1648-1729）は、実父は橋定治、祖父は橋定益、兄は賛者縫殿允橋定成であることがわかる。注目すべきは、山口友昌は貞享四年（1687）に再興された大嘗会に権少外記として関わった人物だということである。近世における少外記の役割を少し説明すれば、少外記は並官人として外記方に属し、催官人である大外記押小路家に管理され、職掌として朝廷の儀式、特に即位式や諸節会の儀礼に参加した。要するに、少外記は朝廷の儀礼と深く関わった廷臣で、その知行地は西

15) 『日本儒林叢書』第十四巻、鳳出版、関儀一郎編、1971、『先游傳』2頁。

16) 『家乗』第一冊の成立時期については、山根陸宏氏の「東涯『家乗』の起草年代に関する一考察」（『ビブリア』88号、天理図書館、1987）が参考になる。山根氏は、成立時期を元禄十四年から宝永二年三月以前とした。

17) 三上景文『地下家伝』巻1（第1-7）（日本古典全集刊行會、正宗敦夫編、1937年）75頁。

18) 同書、76頁。

院、宝永後の石高は合わせて5.843石である¹⁹⁾。

また、山口友昌は兄・橘定成の子・橘定範を山口家の養子としたことも確認できる。そこで次に同書の橘家の条を見てみる。

3. 贅者 八木 元深井又西尾 姓藤原 元橘又源（中略）橘定益 橘定基男 天正十六年二月三日 生 慶長十六年三月四日 補贅者 同日 叙正六位下廿四歳 寛文九年六月十四日 死八十二歳²⁰⁾
4. 橘定治 橘定益男 慶長十九年十月三日 生 寛永七年八月十日 補贅者 同日 叙正六位下十七歳 明暦二年七月廿三日 死四十三歳²¹⁾
5. 橘定成 橘定治男 正保二年十二月廿七日 生 寛文三年十二月十四日 補贅者 同日 叙従六位下十九歳 貞享四年十月廿四日 任縫殿大允 元禄十一年十二月 日 辞贅者 同十五年十月十一日 死五十八歳²²⁾

「贅者」は近世にあっては、即位の儀式に関わった地下官人である。つまり「贅者」は朝廷の儀礼に関する役人であり、『地下家伝』の記述から見れば、この「贅者」は世襲されていたようである。注目すべき点は、橘定成（1645-1702）と伊地知伝七とが同一人物であることである。尾脇秀和氏の研究によると、深井・伊地知は称号であり、橘定成は最初に伊地知、後に深井と変え、また町人名は伊地知伝七であった²³⁾。彼の父橘定治は、称号を伊地知、町人名としては伊地知伝之丞を名乗った²⁴⁾。初代の橘定基は、豊臣秀吉に処罰されて自殺した薄家最後の当主・橘以継（薄諸光）の子とされる²⁵⁾。

次に宗房と関係する『地下家伝』の下北面山形家の条を見てみる。

6. 宗頼 宗資男 天正十五年 月 日 生（中略）同（承応）三年六月廿四日 落飾（号 宗元了菴）寛文五年三月一日 卒七十九歳（葬浄福寺）²⁶⁾
7. 宗堅 宗頼男 元宗房 母井家撰津守豊家女 寛永十六年 月 日 生 慶安三年八月十五日 任右衛門大尉 十二歳 同四年十一月四日 叙正六位上十三歳 寛文三年二月十三日 改宗堅廿五歳 同十一年十二月廿四日 叙従五位下三十三歳 延宝九年九月廿四日 叙従五位上四十三歳 貞享二年十月廿三日 兼補帯刀 同三年後三月廿七日 任加賀守四十八歳（同四年二月十九日 叙正五位下四十九歳）同年三月廿一日 止帯刀（依御受禪）元禄六年十二月廿五日 叙従四位下五十五歳 宝永三年十二月廿三日

19) 西村慎太郎『近世朝廷社会と地下官人』、吉川弘文館、2008年、119頁、表8を参照する。

20) 注15『地下家伝』巻1、185頁。

21) 同書、186頁。

22) 同書、186頁。

23) 尾脇秀和『近世社会と壺人兩名 身分・支配・秩序の特質と構造』（吉川弘文館、2020年）310頁。

24) 同書、310頁。

25) 同書、314頁。

26) 三上景文『地下家伝』巻3（第14-20）（日本古典全集刊行會、正宗敦夫編、1938年）910頁。

叙従四位上六十八歳 享保三年十月五日 卒八十歳（葬同寺 実翁宗堅）²⁷⁾

ここにいう浄福寺は山形家の菩提寺である可能性がかなり高い²⁸⁾。しかも、山形宗房と山形宗堅とが同一人物であることは明らかである。ただし、『地下家伝』と『先游伝』との間には記述に少しずれがある。『地下家伝』は山形宗房を山形宗頼の子としており、橘家とは無関係とも見られる。しかし、『地下家伝』1と7の中で、山形宗堅と山口友昌の母は同じく下北面井家撰津守豊家女と記録されている。『地下家伝』によると、井家撰津守豊家は山形加賀守資宗朝臣の次男である。山形加賀守資宗は、宗頼の父である。そうであれば、井家撰津守豊家と山形宗頼は血縁を持つ兄弟ということになる。宗頼が自分の姪である井家撰津守豊家女と結婚した可能性はまずないと考えられるから、『地下家伝』の記述に誤りがあるのではないかと考えられる。この点について、尾脇秀和氏の研究に次のように説明されている。

長子宗堅は慶安三年（一六五〇）頃に下北面山形家（本姓藤原）を相続、延宝七年（一六七九）には末子友昌が中絶していた少外記山口家（本姓中原）を再興・相続し、次子伊地知伝七定成が寛文三年に贅者に補された。²⁹⁾

すなわち、宗堅＝宗房は山形家の養子である。実家は弟の伊地知伝七定成が継承し、もう一人の弟・友昌は少外記山口家の養子になってその家督を継承した。宗房が山形家の養子になれた理由の一つは、井家豊家が山形家と血縁関係を持っていたためであろう。

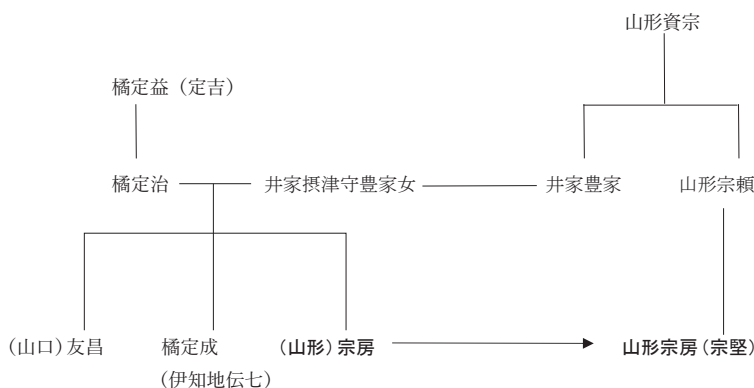


図1

『地下家伝』7に戻ってみると、もう一つ注目すべき点は、宗房は二十五歳の寛文三年（1663）二月十三日にその名を宗堅に改めたことである。そうであれば、仁斎が「論解」を作った時期は、その名が「宗

27) 同書、910-911頁。

28) 宗頼の祖父である光政も浄福寺に葬った。宗堅の子孫（若死にの宗修が龍安寺に葬った以外）は、全部浄福寺に葬った。

29) 注21尾脇秀和『近世社会と老人兩名 身分・支配・秩序の特質と構造』314頁。尾脇氏の根拠は山口友昌の自筆家書である。

房」だった頃、すなわち改名の前の寛文三年二月十三日以前ということになる。これが前節の最後に「論解」成立時間の下限を示した理由である。

以上に引用した資料を通して、宗房の家系は概ね明らかであろう。宗房と実家との関係を少し見てみると、『地下家伝』に次のようにある。

8. 中原英昌 中原友昌男 実下鴨祝鴨脚三位秀文³⁰⁾ 卿男 実母下北面山形加賀守宗堅朝臣女 大外記
師英朝臣為猶子 受英字（中略）享保二年三月廿一日 官位辞退友昌依離縁復鴨脚家³¹⁾

これによれば、宗房（宗堅）の娘の子英昌は、山口家を相続するために、友昌すなわち宗房の弟の養子になったという。宗房が山形家の養子になった後でも、実家の橘家との交流は断絶しなかったことが窺われる。

次に、宗房についてより詳しく理解するため、その文芸活動についても少し触れて起きたい。矢崎浩之氏の作った那波木庵の文芸活動年表に次のようにある。

明暦二年（一六五六） 丙申 四十三歳
小河承意邸で陽伯に次韻。七絶（中44）。
山形宗房と即席で次韻。七絶（中46）³²⁾。

小河承意は仁斎の門人となった人物で、その二人の子もまた仁斎門人である。那波木庵は那波活所の子で、京学派の儒者として知られている。矢崎浩之氏によると、木庵と仁斎の門人との交流はかなり多かったという³³⁾。木庵と一緒に詩作したという山形宗房も、このような詩会に頻繁に参加していたのではないだろうか。京学派との何らかの関係を推測することができるかもしれない。前出の仁斎の和歌集から引用した条には宗房から和歌を受けたことが記録されていたが、こうしたこともあわせて考えれば、宗房は漢詩と和歌の両方に秀でた人物であったのだろうか。

もう一つ触れておきたいのは、山形宗房の儒学に関する学術活動である。一条兼輝の『兼輝公記』によれば、延宝七年（1679）から大原新助という人物の『詩経』講釈が行われており、参席者は基本的に兼輝一人であったが、山形宗房が参席したこともあるという³⁴⁾。そして、参席者としてはもう一人、延宝年間（1673-1681）から仁斎と親しい関係を結んだ伏原宣幸がいた。こうしたプライベート的性格の強い講釈会に参加できた理由の一つは、やはり山形宗房が儒学にも造詣が深かったためであったと考えられ

30) ここの秀文は、秀久の誤字と考えられる。

31) 注15三上景文『地下家伝』巻1、76頁。

32) 矢崎浩之「那波木庵の位置 京学派から仁斎学派へ」、『東洋の思想と宗教』20号（早稲田大学東洋哲学会、2003年）、185頁。

33) 同上、191-192頁。

34) 松澤克行氏による一条兼輝の年表（「一条兼輝の学問 —「兼輝公記」に見える書籍年表稿」、『東京大学史料編纂所研究紀要』29号、東京大学史料編纂所、2019）参照。

る。

ここで宗房の官位昇進について、少し述べておきたい。宗房が下北面武士であったことは『地下家伝』からわかるが、下北面武士とは院に奉仕する存在である。山形家の石高（万治2年、1659）は100石³⁵⁾であり、この俸禄は地下官人の中でもかなり別格と考えられる。そして、下北面武士は三催³⁶⁾によって管理された地下官人集団の外側にいた存在であったから、堂上公家や撰家と家来関係を結ぶことも可能であった。そして、本来、下北面武士は従四位下までしか昇進できなかったが、宗房はその壁を破って、従四位上まで昇進した。上の『兼輝公記』の記録を加えて考えれば、彼は一条兼輝と家来関係を結んだ可能性がある。そのため、兼輝の講釈会へも参加を許されて、従四位上まで昇進できたのではないだろうか。

ところで天和三年（1683）の仁斎の日記にも宗房に関する条を確認することができる。

天和三年十一月 廿二日 一、昼前、竹村三郎衛門被出候。内々被頼申候山形右衛門大夫へ目見致度之旨、先日被申越候間、昨日書状指遣、右衛門逢被申候。其礼に被出候。³⁷⁾

山形右衛門大夫とは山形宗房のことである。竹村三郎衛門という人が仁斎の紹介を通して宗房への会見を許されたのであったらしい。後の貞享三年（1686）、東宮立太子の儀を復興した際に、山形宗房は東宮の「帯刀」に任命されており、その他、「東宮学士」勘解由小路韶光や「御付之公家衆」花山院定誠も同じく東宮に所属し、いずれも仁斎と親しい公家であった³⁸⁾。山形宗房は霊元院の朝廷復古とも関係していたことがわかっている。

ここで改めて仁斎の日記中から宗房の弟、山口友昌に関する記述も引用しておく。

天和三年正月 三日 丙午 朝雨昼晴晩雪風夜大雪

一、今日之礼者は、浅尾友雪○高田

立庵○田中又八○浜田文四郎○

宮原又兵衛○松井木工右衛門○緒方宗哲

稲生一格○松山半平○長沢玄純

山口少外記○田内彦兵衛○伊藤小三郎（後略）³⁹⁾

天和三年閏五月 廿八日 雨

35) 西村慎太郎『近世朝廷社会と地下官人』（吉川弘文館、2008年）116頁、表7参照。

36) 三催とは、二局の局務大外記押小路家・官務左大史壬生家及び蔵人所出納平田家である。この三家は、各々その下の地下官人たちを管理した。

37) 伊藤仁斎『仁斎日記』（八木書店、1985年）428頁。

38) 貞享三年写『公家鑑』（栗田文庫所蔵）、深井雅海・藤實久美子編『近世公家名鑑編年集成』第一巻（柊風社、2009年）。

39) 注35『仁斎日記』、121頁。

一、論語古義 書写

学而	真瀬朴元	八佾	<u>山口少外記</u>	公冶長	松村昌庵
為政		里仁		雍也 ⁴⁰⁾	

ここに見られる山口少外記とは山口友昌を指す。これらを見れば、山口友昌は仁斎の門人として一門の活動に積極的に参加していたことがわかる。最初の日記にいう礼者は正月の挨拶をする人たちのことと考えられる。あとの日記からは山口友昌が『論語古義』の書写に参加したことがわかる。

このほか、仁斎の門人帳の中には、山口友昌と関係ある記録が残されている。元禄六年（1693）の項に「(四月) 十一日 一 押小路主税頭 大外記息子、涼貞孫也 山口少外記」⁴¹⁾と記されている。友昌の上司である大外記の息子は友昌を通して仁斎の門下生になったことがわかる。

以上の資料と検討を通して、橘家三兄弟の実像および彼らと仁斎との間の関係が明らかになってきたであろう。最初に仁斎の塾に入門したのは伊地知伝七であって、彼を通して、彼の兄である宗房は仁斎と交流し、下の弟の山口友昌も後に仁斎の門下生になったのであろう。そして、元禄六年の仁斎門人帳の例が示すように、仁斎と交流した人たちは仁斎に自分の身辺にいる人々を門人として紹介した。宗房は堂上家とも交流したこともあるため、公家に仁斎を紹介した可能性もかなり高い。もちろん、仁斎と地下官人との詳しい交流内容は今後の調査に待つところが多い。

では次に、仁斎が宗房に与えた「論解」につき、その具体的内容を分析してみよう。

三 「論解」における孝と礼

まずは「論解」の全文を引用する。以下に載せたものは刊本『古学先生文集』所載の本文である。なお、『仁斎旧集』と対照し、文字の異同がある場合は注で補足した。

観者、観其有実於内也。志者、謂志於善也。①行者、謂循於礼也。蓋人子之孝、雖難以一盡、然必以②立身行道、③不失令名為本。故父在、必志於善、而無放逸之思。父没、一循於礼、而無淫瀆之行。然後為能全事親之道。若不然、則④雖日用三牲之養、不得⁴²⁾為孝也。此二句即與⑤「祭統」所謂「生則養、没則喪、喪畢則祭。養則觀其順也、喪則觀其哀也、祭則觀其敬而時也。盡此三道者、孝子之行也」同其語意。而⑥「三年無改於父之道」者、又夫子所謂「孟莊子之孝也、其他可能也⁴³⁾。其不改父之臣与父之政、是難能也」之意。蓋⑦道者、通行之謂、而非可遽改者。然人有小才、則生有不然其父之意、死必改其道、天下之通患也。況乎父有積累之功、而子壞墮之者、世每有之矣。故能奉行父之道、不少變改焉、可称孝矣。以三年言者、蓋過三年以往、難言父之道也。若其道、固終

40) 同書、254頁。

41) 植谷元翻刻「伊藤仁斎の門人帳(中)」、『ビブリア』(70)(天理図書館編、天理大学出版部、1978-10) 63頁。

42) 『仁斎旧集』には、この「得」の字はない。

43) 『仁斎旧集』には、この「也」の字はない。

身守之可也。⑧「中庸」又以武王周公為達孝、即与此章意同。⁴⁴⁾

これは『論語』学而篇「子曰、父在觀其志、父没觀其行、三年無改於父之道、可謂孝矣」についての解説である。このうち①「行者、謂循於礼也」については、重要なのであとで検討する。②「立身行道」という解釈は『孝経』由来であろう。『孝経』開宗明義章に「立身行道、揚名於後世、以顯父母、孝之終也」とある。またこれに続けて③「不失令名」いうが、この「不失令名」は同じく『孝経』諫諍章に見える語である（「士有争友、則身不離於令名、父有争子、則身不陷於不義」）。また上記『孝経』の二句は朱子の『小学』⁴⁵⁾にも引用されている。また、『小学』は『礼記』内則篇の「父母雖没、將為善、思貽父母令名、必果。將為不善、思貽父母羞辱、必不果」を引用しているが、これも仁斎がわざわざ『孝経』の「立身行道」のあとに「不失令名」の語を続けた理由かもしれない⁴⁶⁾。この注解を作るにあたって、仁斎が朱熹の『小学』を参照した可能性が高いのである。

次に④「雖日用三牲之養、不得為孝也」であるが、その出典は『孝経』紀孝行章にある（「雖日用三牲之養、猶為不孝也」）。後半部分の表現は原文といくらか違うが、これは朱子『論語集注』の語を用いたのであろう。『論語集注』学而篇父在觀其志章に、

父在、子不得自專、而志則可知。父没、然後其行可見、故觀此足以知其人善惡。然又能三年無改于父之道、乃見其孝。不然、則所行雖善、亦不得為孝矣。

44) 現代語訳：「観」とは、その内実を観ることである。「志」とは、善を志すということである。「行」とは、礼に従うということである。思うに、人の子の孝は、一言で表し尽くすことは難しいが、必ず身を立てて正しい道を行い、美しい名声を失わないことを根本とする。それゆえ、父が在世のときは、子は必ず善を志し、放逸の思いがないようにし、父が没すれば、ひたすらに礼に従って、礼節に反するでたらめな行為がないようにすることによって、はじめて親に仕える道を全うできる。そうしないと、たとえ毎日両親に牛・豚・羊をご馳走しても、孝とすることはできない。この二句の趣旨は、『礼記』祭統篇に「親が生きている間は養い、亡くなれば喪葬を行い、喪葬が終われば祭る。養う間は、子の従順の程度を観、喪葬ではその哀しみの程度を観、祭る時にはその愛敬の程度と時節どおりか否かを観る。その三つの道を尽くすのが孝行というものである」というのと同じである。また「三年の間、父の道を変えない」とは、孔子が「孟莊子の孝行は、他のことならまだしも、父の死後もその政治と臣下を変えなかったことは、とても簡単にはできないことだ」という意味である。思うに、「道」とは、通行の謂いであり、急に変えられるものではない。しかしながら、人間は小才があれば、親が生きている間、父の意思を認めず、親が亡くなると、きまってその道を変えてしまうのは、天下の通患である。そればかりか、父に積み重ねた功績がありながら、子はその功績をぶち壊してしまう例は、この世には、いくらでもある。それゆえ、父の道を謹んで行い、その道を少しも変えない、それではじめて孝と称することができるのだ。「三年」というのは、思うに、三年を過ぎれば、もう父の道とは言えないからである。だがその道は、もちろん一生守っていくのがよい。「中庸」に周武王と周公とのことを「達孝」と称するのも、この章と意味は同じである。

45) ここで用いたのは、四庫全書版『御定小学集註』である。

46) 仁斎は、その「敬齋記」において、文公の小学の書と延平先生の書を読んで大きく感得したとし、「幸嘗讀延平先生書、文公小学書、始大感悟」と述べている。文公の小学の書は即ち朱子の『小学』であり、延平先生の書は即ち『延平答問』である。

とあるからで、最後の句が仁斎のものと同じしている。つまり、この解釈は仁斎が意識的に朱熹の著作と『孝経』を利用したことがわかる。

続いて、仁斎は⑤『礼記』祭統篇の文を引用している。『論語』当該章の最初の二句と祭統篇の記述とは同じ意味だと仁斎は判断しているのだが、これは朱熹の『論語集注』には見えない説である。また、仁斎は『論語』子張篇第十七章⁴⁷⁾を使って⑥「三年無改於父之道」を解釈している。つまり、「三年無改於父之道」は子張篇第十七章と同じ意味だと判断しているのである。このような解釈方法は、後の仁斎がよく使うもので「意味・血脈」⁴⁸⁾と呼ばれる方法である。「論解」成立時期に仁斎はすでにそうした方法を用いていたことがわかる。

⑦「道者、通行之謂」は、青年期の仁斎が強く影響を受けた『延平答問』に依拠する解釈だと考えられる。『延平答問』には「所謂道者、是猶可以通行者也。三年之中、日月易過、若稍稍有不愜意處、即率意改之、則孝子之心何在」とある。『延平答問』のこの一段もちょうど父在觀其志章を解釈したものである。

最後の⑧「『中庸』又以武王周公為達孝」は、『中庸』第十九章のことを指す（「子曰、武王周公、其達孝矣乎。夫孝者、善繼人之志、善述人之事者也」）。仁斎は『中庸』第十九章と父在觀其志とが同じ趣だと判断したのである。

ここで最初の①「行」の解釈に戻る。仁斎は「行」を「循於礼」として、続いて「一循於礼、而無淫瀆之行」とする。父が亡くなったら、孝子であれば、悪事などのないよう礼に従うべきだと仁斎は考えていた。孝を実現するために礼は不可欠である。ただし、仁斎がここで考えていた礼は単純な儒礼かどうかは検討の余地があるが、少なくともここで仁斎が孝の実践、とりわけ父の死後、葬礼と祭礼を遺漏なし遵守しなければならないと強調していることは注意を要する。このような礼重視の解釈が朱熹『論語集注』の当該章には見られないことも重要であろう。

以上の分析を通して、「論解」の核心は孝にあり、礼の実践を不可欠なものとして重視している。隠居生活の最後に仁斎が書いた文章は「仁説」であるが、隠居生活が終わったばかりの寛文期に、仁斎はなぜ礼に関心を持つようになったのであろうか。その理由を考えるに、やはり地下官人との交流がこのような関心が生じたきっかけだったと見られる。彼と最初に関わった地下官人たちはみな朝廷の儀礼と深く関わった人々だからである。このことはなおいっそうの検証の必要があるが、本稿で考察した諸状況を考えれば、その可能性はきわめて高いと思われる。

次の問題は、礼を重視するこの「論解」が後の仁斎にどのように吸収されたのかということである。そこで次に「論解」と『論語古義』の関係について論じたい。

47) 原文：曾子曰、吾聞諸夫子、孟莊子之孝也、其他可能也、其不改父之臣与父之政、是難能也。

48) 仁斎の經書批判方法である。主に四つの方法、折衷・排除・分類・考証がある。(三宅正彦『京都町衆伊藤仁斎の思想形成』、思文閣出版、1987、203-208頁)

四 「論解」から『論語古義』へ

『論語古義』初本⁴⁹⁾の誕生は寛文六年（1666）以降と想定できる。この点をより明瞭にするために、東涯が書いた『盍簪録』に「延宝癸丑之夏、京師大火、延及余舎、百物蕩燼。先人不携他物、唯橐古義草本一部而逃」⁵⁰⁾とあるのが参考になる。すなわち、延宝癸丑（元年、1673）には、仁斎の『論語古義』初本は既に成立していたことがわかる。現在初本の内容を窺うことはできないが、第二本は初本の基礎の上に成立したものであるから、寛文初年の「論解」を位置付けるにあたっては第二本との比較が必要となろう。

まずは『論語古義』第二本（天理大学附属天理図書館古義堂文庫所蔵）学而篇第十一章に次のようにある。

（小注）凡曰志曰行、皆以善言。父在、子不得自専。父没、然後得行其所志果此、可知其人之善、可語孝。然不必三年能無改於父之道、而後為能盡孝。不然、則所志所行雖善、亦不得為孝。然其以三年言者、蓋過三年以往、難謂父之道也。

（大注）夫孝者、以立身行道、不失令名為本、以善繼人之事、善述人之志為盡。故所志所行不善、則雖日用三牲之養、不得為孝。況父有良法偉績、而子不能奉行者（可謂不孝之甚矣）。夫子嘗論孟莊子之孝、曰其不改父之政與父之臣是為最難能焉、即與此同意。

下線で示した部分は「論解」に見られた解釈とほぼ一致するが、「行」を礼によって解釈していない点が異なっている。「志」・「行」を善なるものと解釈することは朱熹と違って、かなり特徴的な解釈である。次に第二本子張篇第十七章の注も確認しておきたい。原本には不明瞭な部分があるため、該当箇所は三点リーダーで示している。また読解を十全にすべく、第二本改訂最終段階より少し遅れて成立した誠修校本（天和年間－元禄九年以前）同章の小注もあわせて引用しておく。

（小注）孟莊子、魯大夫、名速、其父猷子名蔑。其他指生事盡愛、死...飲食供奉、莫所不盡其心、事盡哀等之事、而言...不改心...大且盡也。（第二本）

（大注）猷子、魯之賢大夫、賢臣善政、固多可稱者、而莊子皆守而不改。夫子言其他孝行雖有可稱者、然而皆不若此事之為難。夫孝者、善繼人之志、善述人之事者也。父有積累之善、而子壞墮之者、

49) 『論語古義』の稿本について仁斎生前になされたものは、時間順に次の如くである。第一本（現存せず）、1. 第二本、2. 誠修校本（叙由・綱領・学而・為政・八佾・里仁を欠く）、3. 学而古義本（叙由・綱領・学而のみ）、4. 元禄九年校本（子張・堯曰を欠く）、5. 茶表紙本（叙由・里仁のみ）、6. 東涯校本、7. 縹表紙本（叙由・里仁のみ）、8. 東涯青筆校本（為政・八佾・里仁のみ）、9. 元禄十四年校本（為政のみ）、10. 元禄十六年定本（叙由・里仁のみ）、11. 梅宇介亭筆本（雍也のみ）、12. 林本。中でも、1、2、4、10（11を含む）、13を基本的な稿本とする。詳しくは三宅正彦『京都町衆伊藤仁斎の思想形成』（思文閣出版、1987.）285-286頁が参考になる。また以上の稿本は、いずれも天理大学附属図書館古義堂文庫にある。よって本稿でも天理大学蔵の稿本を使用する。

50) 『盍簪録』巻二。

世多有之。今莊子不改父之臣与父之政、則非惟不辱先（善）德、且足以觀重父之光、豈其他之孝所可能比哉。（第二本）

（小注）孟莊子、魯大夫、名速、其父献子名蔑。言莊子事献子、飲食供奉、莫所不盡其心。然不若不改父道之孝尤為大且盡也。（誠修校本）

ここにも「論解」と一致する解釈が散見するが、「行」を礼で解釈することは見えない。礼の実践に対する重視は、少なくともこの章に関する限り『論語古義』には吸収されておらず、「論解」ならではの特徴とも言えるだろう。

最後に、ここまでの考察を踏まえて、「論解」の成立時期における時代背景について触れておきたい。そこには地下官人が仁齋と交流した理由のヒントが存在するかもしれないからである。

五 「論解」における時代背景

豊臣秀吉以来、権力を握る者たちにとって、最重要な課題の一つは、秩序の再構成である。秀吉は関白就任を通して、自身が公家に入り、関白の権力を使って当時の有力武家を朝廷というシステムの中に序列化した。しかし、その結果、摂家や堂上家は不機能に陥った。摂家や堂上家は官職を得なかったために、有職故実が遂行できなかつたのである。その状態をふまえて、徳川家康は公家の官位システムの外側に、武家の官位システムを作った。そして、公家や天皇家を機能するために一連の法令を作った。その目的は間違いなく公家社会の秩序の再構成である。その法令の中で最も重要なのは、元和元年（1615）の「禁中並公家諸法度」である。その第一条⁵¹⁾は、禁中の最も大事なつとめを学問の精進と規定する。古道、即ち儒学・有職故実等を身につけることである。そして、第六条⁵²⁾は、養子についての規定である。第八条⁵³⁾は、改元について、礼を深く理解する者が参与できると規定する。第九条は、禁中から官人まで礼服の格式を規定する。そして、第十条⁵⁴⁾は、公家諸家の昇進について、基本的には各家の旧例に従うが、有職故実・儒学・和歌などに優れるなら、例外の昇進も許されると規定する。もちろん、秀吉時代から、公家に自分の家職を精進すると勧めてきたことは枚挙にいとまがない⁵⁵⁾。

こうした環境の中で、影響をうけたのは堂上公家だけではなく、その末端に存在する地下官人も影響

51) 天子諸芸能之事、第一御学問也、不学則不明古道、而能政致太平者末之有也、貞観政要明文也、寛平遺誠、雖不窮経史、可誦習群書治要云々、和歌自光孝天皇未絶対、雖為綺語、我国習俗也、不可棄置云々、所載禁秘抄御習学專要候事。

52) 養子者連綿、但、可被用同姓、女縁其家督相統、古今一切無之事。

53) 改元、漢朝年号之内、以吉例可相定、但、重而於習礼相熟者、可為本朝光規之作法事。

54) 諸家昇進之次第、其家々守旧例可申上、但、学問有識歌道令勤学、其外於積奉公勞者、雖為超越、可被成御推任御推叙（後略）。

55) 秀吉以来の朝廷の近世化および武家官位の展開について、山口和夫氏の『近世日本政治史と朝廷』（吉川弘文館、2017）の第一章と第二章が参考になる。秀吉が公家に自分の家職を精進すると勧めてきたことも同書第一章には詳しく論じられている。

された。特に堂上公家はよく漢詩会や儒学の勉強会を開いており、そのような会に参加することで、公家衆や地下官人たちは、自分の学識を高めようとした。そのため、彼らは当時、漢学に優れた人たちと交流することが不可欠のこととなった。仁斎と地下官人の交流は、こうした流れの中で展開されたと考えられる。

朝廷における寛文初の一大事件は高貴宮の即位である。本来、高貴宮は後水尾院の考えた後継者ではなく、後光明天皇の突然の死によって、皇位継承の最も相応しい存在になった。高貴宮は寛文二年（1662）十二月で元服し、寛文三年（1663）一月で即位し禁中となった。その後、後水尾院は若い天皇に教育係四名を設置した。そして、高貴宮が即位した寛文三年という時点で、宗房の勤務先は後水尾院の仙洞御所から後西院の新御所に変えたのである。宗房の改名もこの時点である。

前述のように、三兄弟の父は早世し、その後、父の代わりに実際に贅者を務めたのは定成であった。定成が叙位する前には、既に即位式で二回勤務している⁵⁶⁾。一回目は後西天皇の即位式であり、もう一回は上記の寛文三年、霊元天皇の即位式である。当時、定成のように、父が亡くなった故に、父の代わりに職掌を代行する例は少なくなかった。朝廷の儀礼活動に参加するために、故実を継承することは大事であるが、先代の早世や突然の死によって、職掌が機能できないことは大きな問題である。

当時の地下家は多くの場合、養子に家督を継承させた。山形宗房本人もその例から漏れない。そのような養子制度は血縁関係を極めて重視する儒教の考え方と合わない部分が多い。山口友昌が養子英昌を「不孝心者」⁵⁷⁾と呼んだように、当時の地下家の養子に関する問題は多かったであろう。山形宗房自身も山形家の養子であり、仁斎とのやり取りで話題の中心となるのは自身の立場を反映した、孝や礼の問題に関するものが多かったことが予想される。仁斎と同時期に活躍した崎門の人々は養子制を猛烈に批判したが、仁斎の著作には養子に関する内容は見えない。その理由は、仁斎の親交した人々が養子制と深く関わったためではないかとも考えられるのだが、その点についての考察もまた今後の課題としたい。

おわりに

以下、本稿の要点をまとめると次のようになる。1. 「論解」の成立時期の上限は寛文元年（1661）末、下限は寛文三年（1663）二月十三日と考えられる。2. 仁斎が「論解」を書き与えた山形宗房は、山形宗堅と同一人物であり、その弟である橘定成は仁斎の最初の門人、もう一人の弟である山口友昌は仁斎の門人として長い間で仁斎門下の活動に参加したが、三人とも地下官人である。3. 寛文期、仁斎は地下官人との交流、地下官人の入門を通して、公家社会と初めて関係を持つようになったと考えられる。4. 寛文期の仁斎は礼をかなり重んじていたが、そのきっかけの一つは地下官人との交流と考えられる。5. 「論解」はこうした地下官人との交流で生み出された産物の一つである。その解釈方法は後ほどの

56) 注21尾脇秀和『近世社会と老人兩名 身分・支配・秩序の特質と構造』310頁、表15を参照する。

57) 尾脇秀和の研究によると、「実兄山形加賀守宗堅の娘を母に持つ、鴨脚三位秀文の子を「英昌」と改名させて養子としたが、享保2年、これを「不孝心者」という理由で離縁した」とある。（近世地下官人少外記山口家の実態研究「研究成果報告書」、2018）

『論語古義』第二本に吸収されたが、「行」を「礼」によって解釈することは「論解」ならではの特徴であり、第二本には見えない。6. 「論解」の成立時期にあつては、当時の天皇の教育・地下官人の儀礼に関する故実の継承や養子相続などの問題がいくつか存在していた。

これまでのイメージと違って、寛文年間（1661-1673）の仁斎は、単純に朱子学と戦っただけではなく、地下官人と交流し、彼らから刺激を受けて、礼に対しても思索を始めたように思われる。本稿では触れなかったが、寛文4年（1684）頃、安東省庵の弟子である片岡宗純と浜田文四郎の入門をきっかけに、仁斎は礼制・礼意について、安東省庵と積極的に意見を交わしている。そして、同じ頃、仁斎は朱熹の『家礼』を研究して、「読家礼」（『古学先生文集』巻六）という一文を書いた。天和三年（1683）五月から、『大学衍義』の読書会も開かれた。これらを通して、仁斎が意識的に礼学・制度の考察を行ったことはほぼ間違いない。そして、こうした問題関心は、仁斎における自身の立ち位置と深く関係するよう思われる。それは彼の制度研究は、公家の問題関心と深く関わっているのではないかということである。仁斎は自ら公家社会と接近し、積極的に公家と交流した。本稿は、寛文期の仁斎と地下官人の交流の実態の一部を描くことを通して、仁斎および伊藤家を取りまく学問的環境を検討した。こうした仁斎の立ち位置は、おそらくその後の仁斎の学問思想の形成に大きな影を落としているというのが筆者の予想である。仁斎および古義堂の学問に政治性が欠ける理由も、彼らのこうした位置付けの意識と深く関わっているものと思われるが、その点についての考察も、今後の課題としたい。